

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人柴田茲行の上告理由第一点について

農業協同組合法三三条が「組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。」
と定めた趣旨は、組合と理事との間で利害の対立する契約について、理事の代表権
を制限することにより、理事が組合の利益の犠牲において私利をはかることを防止
し、組合の利益を保護することを目的とするものであるから、同条の右趣旨からす
ると、組合が理事との間で締結された消費貸借契約を有効なものとして扱い、右契
約に基づく理事の債務の担保として提供された第三者の組合への預金をもつて右債
務の弁済に充当した場合には、理事はもちろん、右担保の提供者である第三者にお
いても、右消費貸借契約が前記規定に違反することを理由としてその無効を主張す
ることは、許されないものと解するのが相当である。論旨は、これと異なる見解を
前提として原判決を非難するものであつて、採用することができない。

同第二点について

原審が適法に確定したところによれば、上告人は、被上告人の理事であつたDに
対し、上告人の被上告人に対する預金を担保として右Dが被上告人から一五〇〇万
円を借り受けることにつき同意を与えたというものであるところ、仮に、その趣旨
とするところが、上告人がDに対して担保権設定の権限を付与し、武林が上告人の
代理人として被上告人との間で右担保権設定契約を締結したというものであるとし
ても、農業協同組合との間の担保権設定契約の締結を右組合の理事に委任した者は、
これに基づいて右理事が委任者を代理して組合との間で締結した担保権設定契約を
組合において有効なものとして扱つている以上、右契約の締結が農業協同組合法三

三条に違反することを理由としてその無効を主張することは許されないものと解すべきであるから、論旨は排斥を免れない。

同第三点ないし第六点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決拳示の証拠関係に照らし、正当としては認めることができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取扱い判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決を非難するものであつて、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	和	田	誠	一
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝